

# YBTサポーターズ 規約

- 1.目的
- 2.会員の権利
- 3.入会、年会費
- 4.期限、継続
- 5.退会
- 6.権利譲渡
- 7.個人情報の保護
- 8.規約の改正

## 第1条 目的

YBTサポーターズは劇団横浜ボートシアターの創作の趣旨に賛同し、創作活動を支援するための団体である。

2 YBTサポーターズは劇団横浜ボートシアターがその管理を行う。

## 第2条 会員の権利

YBTサポーターズに入会するとその口数に応じて次の権利を得る。

- 1.劇団が主催するYBTサポーターズ交流会へ参加する権利
- 2.劇団が指定した稽古見学へ参加する権利
- 3.劇団主催の公演やワークショップで割引を受ける権利
- 4.会員限定のコンテンツを受容する権利

劇団はこれらを創作活動を継続するにあたり、無理が生じない範囲で提供するよう努める。

## 第3条 入会、年会費

YBTサポーターズへの入会を希望する者は劇団所定の様式に従い申し込みをして、期限までに入会金を振り込み、劇団から、入会受付の連絡をもらった時点で入会されたとみなされる。年会費は、1口6,000円とし、1口以上の支払いを劇団の指定する方法で行う。年会費の分割払いは認めない。

## 第4条 期限、継続

YBTサポーターズに入会した者は入会した時から翌年3月31日まで会員としての権利を有する。

2 継続してYBTサポーターズへ入会することを望む者は、会員としての権利を失う前に継続する意思を伝えるとともに、年会費を支払うことによって、継続してYBTサポーターズへ入会することが出来る。

## 第5条 退会

次に掲げる者は、YBTサポーターズとしての権利を失う。ただし、既に支払いを受けた年会費については、劇団の創作を支援する趣旨に賛同した支援金とみなして、返金を行わないものとする。

- 1.劇団へ退会を申し出た者
- 2.死亡もしくは解散したもの
- 3.破産宣告を受けた者
- 4.後見開始の審判を受けた者およびその後見人より退会の申し出があった者
- 5.創作活動の妨げになると劇団が判断した者

## 第6条 権利の譲渡

2口以上の年会費を支払った会員は、自己の持つYBTサポーターズの権利を他者へ譲渡することが出来る。ただし、1口につき1名までしか譲渡することは出来ない。

YBTサポーターズの権利を譲り渡す者は、譲り受ける者の氏名、電話番号、メールアドレス、住所を劇団横浜ポートシアターに申し出て、劇団の承認を得た時点で権利が譲り渡されるものとする。

YBTサポーターズの権利を譲り受けた者は、YBTサポーターズに準ずる扱いを受け、その権利は譲り渡した会員の権利が消えた時または権利を譲り受けた翌年の3月31日時点で消滅する。

例：会員A氏は2口分の年会費を支払った会員である。A氏は、自己の持つYBTサポーターズ交流会へ参加する権利を友人B氏に譲渡することができる。A氏はその後、劇団主催公演を観に行こうと考えた。A氏は友人B氏にも割引を受ける権利を譲渡して一緒に公演を観に行った。（B氏は割引が適用される）その後、A氏、B氏から話を聞いたC氏は劇団主催のワークショップを受けることを希望し、A氏に割引を受ける権利を譲渡してもらえないかと頼んだが、劇団から割引を断られた。すでに、A氏の持つ1口分のYBTサポーターズ権利はB氏に譲渡されたものとみなされたためである。（劇団の創作活動を支援するという趣旨からそれる割引の使い方となるため、C氏への割引は拒否される）

## 第7条 個人情報の保護

劇団横浜ポートシアターは、YBTサポーターズ会員の個人情報は、劇団活動に関することおよびYBTサポーターズの活動のために用いること以外の用途には用いない。YBTサポーターズ会員の個人情報は、劇団関係者以外の閲覧が出来ないように保管する。

- 2 退会をしたYBTサポーターズ会員の個人情報は破棄する。
- 3 YBTサポーターズ会員より個人情報の変更の連絡があった場合は速やかに変更する。

## 第8条 規約の改正

規約の改正は劇団員で協議の上行う。規約が改定された場合、YBTサポーターズ会員へ連絡を行い、会員への周知が終わってからその効力を発揮する。

2025年4月7日

